

令和 5 年 1 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 5 年 1 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 27 分

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

4. 出席した農業委員 (11 名)

1 番 鈴木 伸 一	2 番 赤 石 忠 秋	3 番 石 原 郷 士
5 番 大 澤 恵美子	6 番 櫻 井 正 彦	7 番 清 水 照 夫
8 番 関 口 裕	9 番 田 村 範 行	10 番 深 澤 良 朗
11 番 星 野 邦 夫	12 番 星 野 文 雄	

5. 欠席した農業委員 (2 名)

4 番 岩 崎 十三江 13 番 小 林 利 信

6. 出席した農地利用最適化推進委員 (13 名)

1 番 新 井 巖 雄	2 番 石 原 茂 樹	3 番 岩 崎 俊 明
4 番 大 塚 孝 一	5 番 奥 澤 孝 太 郎	6 番 小 倉 正 範
7 番 尾 澤 勝	8 番 金 子 昇	9 番 小 林 和 弘
10 番 武 裕 士	11 番 田 中 由 郎	12 番 長 澤 修 一
13 番 星 野 健 一		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員 (0 名)

8. 出席した事務局職員 (4 名)

事務局長 福 島 重 美	事務局長補佐 森 田 憲 一
主 査 関 口 典 子	主 任 古 郷 真 吾

事務局 それでは定刻を過ぎましたので、これより令和 5 年 1 月の農業委員会総会を開催いたします。本日の欠席通告者ですが、4 番 岩崎 十三江委員、13 番 小林 利信委員の 2 名でございます。また、遅れてくる委員はございません。従いまして、在任農業委員 13 名中、現在の出席委員は 11 名です。以上により、本日の総会は農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地利用最適化推進委員 13 名中、現在の出席委員は 13 名となります。それでは、開会に先立ちま

して、鈴木職務代理よりご挨拶をいただきます。

職務代理 (挨拶)

事務局 ありがとうございます。それでは、ここからは会長職務代理が議長となり総会を進めて参りますので、よろしくお願いいたします。

職務代理 議事に入らせていただきます。

会期の決定

職務代理 会期決定についてお諮りいたします。令和5年1月25日、会期は本日一日限りでよろしいでしょうか。

(異議なし)

職務代理 会期は令和5年1月25日一日限りといたします。

議事録署名人の決定

職務代理 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

職務代理 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「9番：田村 範行 委員」と「10番：深澤 良朗 委員」の両名をお願いいたします。

議案第1号

職務代理 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番から番号3番
(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示、契約内容等の説明)
番号1番。こちらにつきましては、議案第3号番号2番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。
番号2番。こちらにつきましては、議案第3号番号6番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。
番号3番。こちらにつきましては、議案第3号番号7番との農地法第5条同時申請案件でありますので、その時に併せて審議することによりよろしくお願いいたします。
以上、3件の審議につきまして、よろしくお願いいたします。

議案第2号

職務代理 日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 番号1番
(議案書：申請人、土地の表示等の説明)
番号1番。申請地東側に集合住宅を所有し、アパート経営をしていますが、既存駐車場の一部を違反転用していることが判明したため、現状を是正したく申請するもの。始末書添付。久宮 284-6 宅地 1, 131.58 m²と一体利用。
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番
職務代理 番号1番について、事務局より始末書の朗読をお願いします。

事務局 (始末書の朗読)

職務代理 始末書の朗読が終わりました。
番号1番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の1番をご覧ください。先月も同じ敷地で転用がありました。県道69号線を南下します。〇〇の信号を右折し800メートルほど進みます。路地を南下し100メートルほど進んだ左手側が申請地です。アパートと駐車場が一体となっています。始末書のとおりですので慎重審議よろしく願いいたします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。追認案件であり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号
職務代理 日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 始めに、3ページの番号1番から番号3番を説明します。

番号1番から番号3番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号1番。選挙出馬に伴い、申請地を借り受け、事務所及び駐車場として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和5年3月1日～令和5年5月31日。

番号2番。こちらにつきましては、議案第1号番号1番との農地法第3条同時申請案件となっていますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、1ページにお戻り下さい。

番号1番。営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するもの。農地法第5条同時申請。

お手数ですが、3ページにお戻り下さい。

番号2番。設定人が代表を務める法人ですが、許可の更新時期となるため、申請地を借り受け、引き続き営農型太陽光発電設備用地として利用したく申請するもの。久宮590-1雑種地1,470㎡と一体利用。一時転用期間は令和5年1月25日～令和8年1月24日。大間々用水土地改良区11-2工区。農地法第3条同時申請。

番号3番。北九州市にてプラント業を営営していますが、各種プラントの部品を保管する資材置場が不足しているため、申請地を借り受け、資材置場として利用したく申請するもの。

大間々用水土地改良区11工区。

以上、4件の審議につきまして、よろしくをお願いいたします。

番号1番

職務代理

番号1番の案件について、笠懸3区の担当委員よりご説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の2番をご覧ください。申請地は国道50号線を〇〇方面から〇〇方面へ向かいます。〇〇の交差点を南下し70メートルほど進んだ左手側が申請地です。特段問題は無いと思います。慎重審議をお願いします。

職務代理

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番及び議案第1号番号1番

職務代理 番号2番及び議案第1号番号1番について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の3番をご覧ください。県道69号線を南下します。〇〇の信号を右折します。2つめの信号が〇〇の信号になります。その信号を800メートルほど道なりに進んだ右手側が申請地です。〇〇というトタンで囲ったヤードの南側です。既に申請地の隣接地には太陽光が設置してありまして下部農地は雑草が生えている様子です。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は農用地区域内にある農地です。

職務代理 説明が終わりました。番号2番及び議案第1号番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

8番推進委員 区分地上権というのは不動産登記上の甲区、乙区どちらになりますか。また営農型太陽光発電ということですが下部農地にはどんな作物を作るのでしょうか。

事務局 下部農地にはみょうがを作ります。夏みょうがのため、今は枯れている状態なので確認出来ないと思います。区分地上権については後ほど確認し回答したいと思います。

職務代理 ほかにご意見ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号2番及び議案第1号番号1番について採決をいたします。番号2番及び議案第1号番号1番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号2番及び議案第1号番号1番の申請は可決いたします。

番号3番

職務代理 番号3番の案件について、笠懸6区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員 7番、清水です。地図の4番をご覧ください。県道69号線を南下します。〇〇があります。信号を右折ししばらく進みますと〇〇の高架下に当たります。高架下の

角地が申請地です。何ら問題はないと思いますが、慎重審議お願いいたします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 農地の区分は、申請地は住宅・事業の用に供する施設等が連たんしている市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、第3種農地と判断します。追認案件であり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号3番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号3番について採決をいたします。番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号3番の申請は可決いたします。

事務局 4ページの番号4番から番号7番を説明します。

番号4番から番号7番

(議案書：譲受人(被設定人)、譲渡人(設定人)、土地の表示等の説明)

番号4番。現在、市外にて居住していますが、生活環境が良い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。

番号5番。現在、市内にて居住していますが、生活の便が良い申請地を買い受け、自己の住宅を建築したく申請するもの。大間々400-34 雑種地 22 m²と一体利用。

番号6番。こちらにつきましては、議案第1号番号2番との農地法第3条同時申請案件となっていますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、1ページにお戻り下さい。

番号2番。営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するもの。農地法第5条同時申請。

お手数ですが、4ページにお戻り下さい。

番号6番。設定人が代表を務める法人ですが、申請地を借り受け、営農型太陽光発電設備用地として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和5年1月25日～令和15年1月24日。農地法第3条同時申請。

番号7番。こちらにつきましては、議案第1号番号3番との農地法第3条同時申請案件となっていますので、併せての審議をお願いいたします。お手数ですが、1ページにお戻り下さい。

番号3番。営農型太陽光発電設備を設置するにあたり、区分地上権を設定するもの。農地法第5条同時申請。お手数ですが、4ページにお戻り下さい。

番号7番。設定人が代表を務める法人ですが、申請地を借り受け、営農型太陽光発電設備用地として利用したく申請するもの。一時転用期間は令和5年1月25日～令和15年1月24日。農地法第3条同時申請。

以上6件の審議について、よろしく願いいたします。

番号4番

職務代理

番号4番について、笠懸10区の担当委員より説明をお願いします。

9番委員

9番田村です。10区の担当委員不在のため、代わってご説明します。地図の5番をご覧ください。申請地は〇〇の南側の道を〇〇方面に100メートルほど向かいます。突き当たりを右折します。30メートルほど進んだ右手側が申請地です。畑は綺麗になっており特段問題はないと思いますが、慎重審議をお願いします。

職務代理

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、農地の規模が10ヘクタール未満でありますので、農地区分は第2種農地と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。追認案件であり、資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理

説明が終わりました。番号4番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理

意見等ないようですので、番号4番について採決をいたします。番号4番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理

異議なしの声多数と認め、番号4番の申請は可決いたします。

番号5番

職務代理

番号5番について、大間々8区の担当委員より説明をお願いします。

5番委員

5番、大澤です。地図の6番をご覧ください。〇〇の信号を〇〇方面へ150メートルほど進みます。一つ目の信号を左折し50メートルほど進みます。右折したすぐ左手側が申請地です。草は生えておりません。水道は引かれている様子でした。周囲は住宅地に囲まれています。慎重審議をお願いします。

職務代理

農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局

申請地は今後、市街化が見込まれる地域であり、水道管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている沿道の区域で、容易にこれらの施設の便益に享受することができ、かつ、申請農地からおおむね500m以内に2つの教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がありますので、農地区分は第3種農地

と判断します。周辺に申請地の代替となる土地はなく、やむを得ないと認められます。資金計画により資力及び信用に確実性があり、計画面積は妥当、周辺農地等に関わる営農条件に支障はないと認められます。

職務代理 説明が終わりました。番号5番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号5番について採決をいたします。番号5番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号5番の申請は可決いたします。

番号6番及び議案第1号番号2番

職務代理 番号6番及び議案第1号番号2番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の7番をご覧ください。〇〇を渡って〇〇方面に向かいます。2キロメートルほど進みます。〇〇の入り口を左に曲がって小学校の目の前を通り過ぎます。左から回り込むかたちで北上します。しばらく道なりに進むと〇〇が二つあります。手前の〇〇のすぐ先を右に入り、すぐ右手側が申請地です。篠と雑木林が生えています。特段周囲に迷惑がかかることはないと思われます。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は農用地区域内にある農地です。

職務代理 説明が終わりました。番号6番及び議案第1号番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

7番委員 4ページ番号6番の面積はいくつでしょうか。1ページ番号2番と番号3番の自作地と借入地の面積が全く同じですが説明をお願いします。

事務局 4ページ番号6番について、面積は1,196㎡、転用面積は0.389㎡となります。営農型太陽光について転用面積は支柱面積の合計となります。1ページ番号2番、番号3番について、設定人は同じ法人となりますので自作地と借入地の面積は同様となります。

8番推進委員 作物は何を栽培するのでしょうか。また使用貸借というのは税金対策でしょうか。

事務局 下部農地における作物ですが榊となります。日陰で育つ陰性植物ということで、下部農地での営農に適していると思われます。税金対策かどうかは分かりかねます。譲渡人である(株)スタイルファームはこれまで茨城県で榊の栽培を行っており、実績があります。

8番委員 現地を確認したところ1.5メートル程度の高さの篠林が生い茂っており、この状態では榊を植えるのは難しいと感じました。榊がきちんと栽培できる状態になってから許可を出すという様な指導は可能でしょうか。

事務局 事務局でも現地を確認したところ、草と篠が生い茂っており、このままでは榊の栽培は難しいということを確認しています。これにつきましては、土壌改良により土を入れ替えて、榊が育てられる状態にしてから、苗を植えていくと聞いております。また定期的に現地確認を行い、きちんと営農がされているか随時確認していきます。

12番委員 転用期間が10年ということですが、最大で何年まで可能なのでしょうか。

事務局 転用期間は最大で10年です。次のいずれかに該当する場合には10年以内となります。担い手が、自ら所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合。荒廃農地を再生利用する場合。第2種農地又は第3種農地を利用する場合。それ以外の場合については3年以内となります。今回は荒廃農地を再生利用する場合に当たるということで転用期間は10年間となっております。

職務代理 他にご意見ございますでしょうか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号6番及び議案第1号番号2番について採決をいたします。番号6番及び議案第1号番号2番について可決することに異議はありますか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号6番及び議案第1号番号2番の申請は可決いたします。

番号7番及び議案第1号番号3番

職務代理 番号7番及び議案第1号番号3番について、大間々17区の担当委員より説明をお願いします。

10番委員 10番、深澤です。地図の8番-①②③をご覧ください。まず①です。地図7番から1キロメートルほど北上します。〇〇を左に見ながら道なりに右に回り込みます。十字路を過ぎたすぐ右手側が申請地となります。周囲に及ぼす影響はそれほどな

いように思われます。②です。地図7番の北側隣接地となります。同様に周囲への影響はそれほどないと思われます。③です。②から200メートルほど北上した左手の三角形の土地です。同様に周囲の影響はそれほどないと思われます。慎重審議をお願いします。

職務代理 農地法に基づく農地転用許可の検討事項について事務局から補足説明をお願いします。

事務局 申請地は農用地区域内にある農地です。

職務代理 説明が終わりました。番号7番につきまして、ご意見等ございますか。

8番委員 6番と7番について数字の記載の仕方を統一した方が良いのではないのでしょうか。

事務局 今後気をつけたいと思います。

9番推進委員 地図の7番と地図の8番②は隣接しています。申請地の隣接地の方には転用について説明しているということですが、それ以外の近隣住民は太陽光が出来るということで心配しています。今後もこういった耕作放棄地を対象とした申請が増えてくると思われます。

職務代理 ほかにご意見などございますか。

(意見なし)

職務代理 意見等ないようですので、番号7番及び議案第1号番号3番について採決をいたします。番号7番及び議案第1号番号3番について可決することに異議はありませんか。

(異議なし)

職務代理 異議なしの声多数と認め、番号7番及び議案第1号番号3番の申請は可決いたします。

職務代理 ありがとうございます。これですべての審議を終了しましたので、令和5年1月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和5年1月25日 午後2時27分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

.....

9 番委員

.....

10 番委員

.....